

別紙1

提供先21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 6 3 の項	
②提供先における用途	学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム	[☐]専用線
	[☐]電子メール	[☐]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐]フラッシュメモリ	[☐]紙
	[☐]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先22	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 6 5 の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム	[☐]専用線
	[☐]電子メール	[☐]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐]フラッシュメモリ	[☐]紙
	[☐]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先23	国家公務員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 6 6 の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和 3 3 年法律第 1 2 9 号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム	[☐]専用線
	[☐]電子メール	[☐]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐]フラッシュメモリ	[☐]紙
	[☐]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先24	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項	
②提供先における用途	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先25	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項	
②提供先における用途	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先26	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項	
②提供先における用途	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先27	住宅地区改良法（昭和３５年法律第８４号）第２条第２項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表の７６の項	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅（同法第２条第６項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	２．③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先28	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表の８１の項	
②提供先における用途	児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	２．③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先29	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表の８３の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）による短期給付の支給に関する事務であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	２．③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先31	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項	
②提供先における用途	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先32	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先33	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の88の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先34	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の89の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先35	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の90の項	
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先36	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先37	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項	
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先38	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項	
②提供先における用途	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先39	厚生労働大臣又は都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の98の項	
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先40	市町村長（児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	
②提供先における用途	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先41	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108の項	
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先42	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124の項	
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先44	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125の項	
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先45	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129の項	
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先46	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項	
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先47	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	
②提供先における用途	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先48	都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。）の長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先49	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項	
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先50	独立行政法人農業者年金基金	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140の項	
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成2年法律第21号）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	

⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先51	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 4 1 の項	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法（平成 1 5 年法律第 9 4 号）による学資の貸与及び支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先52	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 4 2 の項	
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 6 6 号）による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先53	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 4 4 の項	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先54	総務大臣	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 4 7 の項	
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成 1 8 年法律第 1 号）又は同法附則第 2 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和 3 3 年法律第 7 0 号）による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 5 1 の項	
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 2 2 年法律第 1 8 号）による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先56	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 5 2 の項	
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 2 3 年法律第 4 7 号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先57	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先58	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項	
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先59	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先60	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）第１０条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。））	
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表の１６０の項	
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	２．③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先61	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表の１６１の項	
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和２９年５月８日付け社発第３８２号厚生省社会局長通知）に基づく外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	２．③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先62	地域優良賃貸住宅制度要綱（平成１９年３月２８日付け国住備第１６０号国土交通省住宅局長通知）第２条第９号に規定する地域優良賃貸住宅（公共供給型）又は同条第１６号に規定する公営型地域優良賃貸住宅（公共供給型）の供給を行う都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表の１６３の項	
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第１９条第８号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	２．③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	

⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム	[☐]専用線
	[☐]電子メール	[☐]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐]フラッシュメモリ	[☐]紙
	[☐]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先63	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の164の項	
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」（平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム	[☐]専用線
	[☐]電子メール	[☐]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐]フラッシュメモリ	[☐]紙
	[☐]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先64	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の165の項	
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」（平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知）の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐]情報提供ネットワークシステム	[☐]専用線
	[☐]電子メール	[☐]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐]フラッシュメモリ	[☐]紙
	[☐]その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先65	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の166の項	
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」（平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知）の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	

④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先66	文部科学大臣	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 6 7 の項	
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先67	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令第 2 条の表の 1 6 8 の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第 1 9 条第 8 号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先68	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の169の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先69	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の170の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先70	文部科学大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の171の項	
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先71	都道府県知事又は都道府県教育委員会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の172の項	
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先72	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の173の項	
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先73	本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者（特別徴収義務者）	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	住民税の税額等の確認又は給与所得若しくは年金所得に係る住民税の特別徴収事務	
③提供する情報	住民税に係る各種所得・所得控除・税額等情報又は給与所得若しくは年金所得に係る特別徴収税額等	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち税額等通知対象者	
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 専用線
	[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
	[☐] その他	
⑦時期・頻度	住民税の賦課決定等の税額通知が必要な処理が発生した都度	

提供先74	国税庁長官又は都道府県知事若しくは市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第72条の58、第317条、第325条又は第739条の5第7項の規定 その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は国税（国税通則法（昭和37年 法律第66号））第2条第1号に規定する国税をいう。）に関する法律の規定による事務	
③提供する情報	地方税法第46条第4項若しくは第5項、第72条の58、第317条、第325条又は第739条の5第7項の規定 その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は国税に関する法律の規定による 情報	
④提供する情報の対象となる本人 の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人 の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム	[○] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[] フラッシュメモリ	[○] 紙
	[] その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

別紙2

移転先21	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の30の項	
②移転先における用途	久留米市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年久留米市条例第42号）による子ども医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[☐ 庁内連携システム]	[☐ 専用線]
	[☐ 電子メール]	[☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）]
	[☐ フラッシュメモリ]	[☐ 紙]
	[☐ その他]	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先22	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の31の項	
②移転先における用途	久留米市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和49年久留米市条例第43号）による重度障害者医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[☐ 庁内連携システム]	[☐ 専用線]
	[☐ 電子メール]	[☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）]
	[☐ フラッシュメモリ]	[☐ 紙]
	[☐ その他]	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先23	健康福祉部医療・年金課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の32の項	
②移転先における用途	久留米市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年久留米市条例第18号）によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[☐ 庁内連携システム]	[☐ 専用線]
	[☐ 電子メール]	[☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）]
	[☐ フラッシュメモリ]	[☐ 紙]
	[☐ その他]	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先24	子ども未来部家庭子ども相談課	
①法令上の根拠	久留米市番号利用条例別表第2の12の項	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係等情報であって久留米市番号利用規則で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[☐ 庁内連携システム	[☐ 専用線
	[☐ 電子メール	[☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐ フラッシュメモリ	[☐ 紙
	[☐ その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先25	総務部人事厚生課	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項	
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第8号に基づく主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③対象となる本人の範囲のうち②提供先における用途の対象者	
⑥移転方法	[☐ 庁内連携システム	[☐ 専用線
	[☐ 電子メール	[☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）
	[☐ フラッシュメモリ	[☐ 紙
	[☐ その他	
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	